発議案第7号

生活保護費の引下げ中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月2日

八千代市議会議長 西 村 幸 吉 様

提出者 八千代市議会議員 植 田 進 養成者 八千代市議会議員 伊 原 忠

同 堀 口 明 子

三 田 登

提案理由

国に対し、生活保護費の引下げ中止を強く求める。これが、本案を提出する理由である。

生活保護費の引下げ中止を求める意見書

厚生労働省が2017年12月に発表した「生活保護基準の見直し」では、食費や衣服費、光熱費などの日常生活費に充てる「生活扶助」が最大5%引き下げられ、生活保護利用世帯の約7割の世帯で受給額が減額される。また、一人親家庭に支給される「母子加算」は20億円も減額され、子供1人の場合、年間で平均約48,000円の引下げが予定されており、生活保護利用者からは「これ以上減額されたら、人間らしい暮らしはできなくなる」、「育ち盛りの子供がいるのに、これ以上どうすればいいのか」との不安の声が上がっている。

既に、2013年から2015年にかけて、「生活扶助」が平均6.5%、 最大10%も引き下げられており、今回更に減額することになれば、憲法第2 5条「健康で文化的な最低限度の生活」が保障できるのかが問われることにな る。

厚生労働省が引下げの根拠としているのは、生活保護制度を利用していない「一般低所得層の消費実態との比較」とされている。低所得世帯に合わせて生活保護基準を引き下げていくことは、格差と貧困を更に拡大し深刻にするだけである。また、生活保護基準の引下げは生活保護利用者だけの問題ではない。就学援助や住民税等の非課税基準、介護保険の減免基準など各種制度の基準になっている。最低賃金や年金などにも影響を与えることにもなり、国民全体の所得の低下につながる問題なのである。

政府予算案を抜本的に見直し、軍拡よりも国民生活優先に組み替えれば、社会保障の拡充は可能である。

よって、本市議会は国に対し、生活保護費の引下げ中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

提出先

内 閣 総 理 大 臣 様

厚 生 労 働 大 臣 様